

令和4年度税制改正要望 参考資料

令和3年8月



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

1. 福島関係

- (1) 帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の延長 … 1

2. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

- (1) 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び延長 … 2

3. その他

- (1) 住宅ローン減税等の住宅取得促進策の被災者向け措置に係る所要の措置 … 3

福島関係：帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の延長

現行制度

○ 避難解除区域等内において帰還・移住等環境整備推進法人^(注1)に対して土地等を譲渡した場合等に以下の特例措置を適用する。

(1) 公共施設^(注2)の整備に関する事業(公共施設整備事業)のために帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等

① 土地等を譲渡した場合

帰還・移住等環境整備推進法人

【登録免許税】 所有権移転登記(本則2%→1%)
地上権設定等の登記(本則1%→0.5%) } [令和4年3月31日まで]

【不動産取得税】 課税標準から土地の価額の1/5を控除

【固定資産税・都市計画税】 課税標準を1/3に減額
[令和4年3月31日までの施設整備完了分につき5年度分]

② 土地等を無償で貸し付けた場合

無償で貸し付けた者

【固定資産税・都市計画税】 課税標準を1/3に減額
[令和4年3月31日までの施設整備完了分につき5年度分]

(注1) 避難指示の対象となった12市町村において、まちづくりや帰還・移住等環境整備の面で行政の機能を補完する団体として当該12市町村が指定する一般社団法人等。

(注2) 駐車場、駐輪場、集会施設、休憩施設、案内施設、道路、公園、緑地、広場

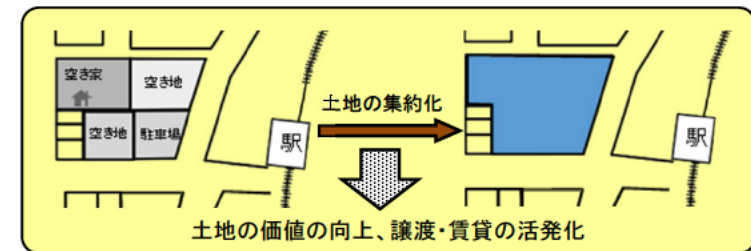
(2) 帰還する住民の生活及び地域経済の再建の用に供するために土地を集約して適正な形状、面積等を備えた一団の土地(おおむね500㎡以上)とする事業(土地集約化事業)のために帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合

帰還・移住等環境整備推進法人

【登録免許税】 所有権移転登記(本則2%→1%)
地上権設定等の登記(本則1%→0.5%) } [令和4年3月31日まで]

(※) (1)及び(2)の国税に係る特例措置については公益認定を受けた法人に限る。

<土地の集約化のイメージ>



現状と課題

○ 空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、生活環境の向上、賑わいの創出等まちの機能の再生・向上を図り、もって原子力災害により避難した住民の帰還及び新たな住民の移住等を促進する必要がある。

改正内容

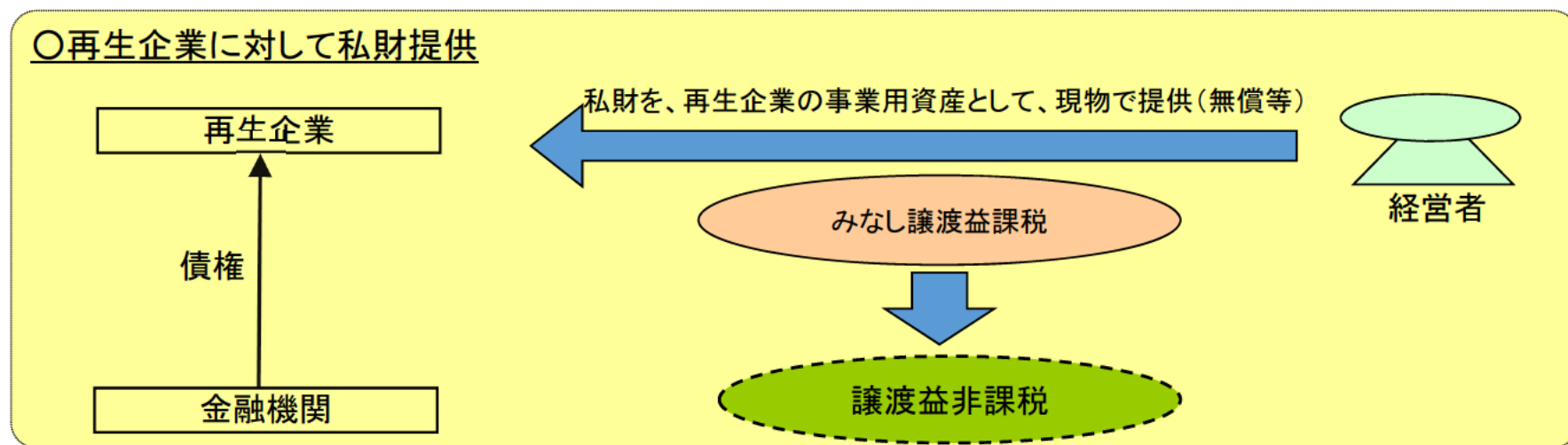
帰還・移住等環境整備推進法人に係る課税の特例措置のうち、令和3年度末(令和4年3月31日)に適用期限を迎えるものについて、その適用期限を3年間延長し、令和7年3月31日までとする。

現行制度

- 東日本大震災事業者再生支援機構(以下、「震災支援機構」)は、東日本大震災により二重ローンを抱える被災事業者に対する事業再生支援を行っているが、震災支援機構が支援する事業再生において、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」^(注)に基づき、令和4年3月末までの間、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、みなし譲渡益を非課税とする特例が措置されている。

(注)一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会、震災支援機構等の)準則に則り作成された計画を言う。

○再生企業に対して私財提供



現状と課題

- 東日本大震災事業者再生支援機構においては、引き続き、被災事業者の事業再生支援を効果的に実行していくことが必要。このため、上記特例を延長する必要がある。
- 他方、中小企業の事業再生の有効な一手法と考えられる「第二会社方式」^(注)においては、特例の適用が受けられない。このため、上記特例の要件を緩和する必要がある。

(注)財務状況が悪化している事業者の収益性のある優良事業を他の企業(第二会社)に承継させる一方で、不採算部門は旧会社に残し、特別清算等をする再生手法。

改正内容

「第二会社方式」の事業再生にも本特例が適用されるよう要件を緩和のうえ、適用期限(令和4年3月31日)を3年間延長し、令和7年3月31日までとする。

現行制度

【住宅ローン減税の被災者向け措置】

東日本大震災により、所有する住宅が居住の用に供することができなくなった者が、住宅の再取得等をして居住の用に供した場合において、その者が再建住宅借入金等を有するときには、住宅ローン控除の特例を適用できる。

【直系尊属から住宅取得等資金の贈与を被災者が受けた場合の贈与税の非課税措置】

東日本大震災の被災者が直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち、最大1,500万円までの金額について贈与税を非課税とする。

現状と課題

- 発災から10年が経過し、インフラ整備やまちづくり事業が進展するなど、総じて被災者の住宅再建に向けた環境が整ってきており、多くの地域で住宅再建が進捗してきている。
- 一方、帰還困難区域など、外的な要因により、依然として未だ住宅再建が困難な地域もみられる。
- こうした状況を踏まえつつ、引き続き住宅再建の支援を行う必要がある。

改正内容

- **住宅投資の波及効果に鑑み、今般の経済対策(令和2年12月8日閣議決定)を含むこれまでの措置の実施状況や今般の新型コロナウイルス感染症拡大及びまん延防止のための措置等による影響を含めた今後の経済情勢等を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現等を図る観点も含め、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。**
- **併せて、復興まちづくりや住宅再建の進捗を踏まえ、住まいの復興給付金を含め、適用範囲等について必要な検討を行い、所要の措置を講じる。**